

生物多様性条約第3回国別報告書案に対する意見募集について（お知らせ）

平成17年9月2日（金）  
環境省自然環境局自然環境計画課  
課長：阿部 宗広（6430）  
生物多様性企画官：亀澤 玲治（6480）  
担当：門脇 大輔（6477）

今般、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、生物多様性条約第26条に基づき、その提出が求められている国別報告書について原案を作成したので、広く国民の皆様から御意見を伺うため、9月2日（金）から9月26日（月）までの間、郵送、ファックス及び電子メールにより意見を募集します。

1 生物多様性条約国別報告書について

生物多様性条約（以下「条約」という。概要は別紙参照。）国別報告書は、各締約国が条約の実施状況等を所定の様式により取りまとめ、条約事務局（カナダ、モントリオール）へ提出するものです。提出後は、条約事務局のホームページ（<http://www.biodiv.org/>）を通じて公開されます。

国別報告書は過去2回（1997年12月及び2001年9月）提出されており、今回で3回目となります。

（参考）条約第26条 報告

締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上での当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

\* 条約の和文は、[http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo\\_hon.html](http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html) で閲覧できます。

2 第3回国別報告書（原案）の概要について

第3回国別報告書の原案作成に当たっては、条約事務局作成の様式（条約の各条項及び締約国会議の主な決議の実施状況等に関する77の記述式設問及び207の選択・記述式設問に回答する形のアンケート方式。）に基づき、報告書を作成しました。報告書は、以下の主要な項目から構成されています。

（1）2010年目標、世界植物保全戦略等の達成状況等

\* 2010年目標とは、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標」のことで、第6回締約国会議（2002年開催）にて採択され、同年のヨハネスブルクサミットの実施計画にも盛り込まれたものです。

（2）条約の条項（第7条生息域内保全、第8条生息域外保全等）の実施状況

\* 例：第7条生息域内保全に関する設問では、本年6月に施行された外来生物法について回答しています。

（3）主題別分野（海洋及び沿岸の生物多様性、農業の生物多様性、森林の生物多様性、内陸水の生物多様性、乾燥及び半湿潤地の生物多様性並びに山岳の生物多様性）の実施状況等

\* 例：海洋及び沿岸の生物多様性に関する設問では、沖縄県の石西礁湖におけるサンゴ再生に対する取組について回答しています。

（4）条約の運用状況等

\* 例：条約の実施を強化する我が国の国際的な取組について回答しています。

### 3 意見の募集について

#### (1) 第3回国別報告書(原案)の公表

以下の方法により原案を公表し、広く国民の皆様の意見を募集します。

##### ア インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>) に、本日 16 時頃より原案を掲載します。

##### イ 郵送

返信用封筒(角2)に、住所、氏名及び郵便番号を明記し、390 円切手を貼付の上、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議事務局まで御郵送下さい。

##### ウ 配布

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議事務局(環境省自然環境局自然環境計画課、第5合同庁舎26階)で原案を配布します。

#### (2) 意見提出の方法

##### ア 電子メール(件名は「生物多様性条約第3回国別報告書意見」としてください。)

\* 御意見は電子メールの本文に記載してテキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮下さい。)

##### イ ファックス

##### ウ 郵送

\* 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御承知おきください。

\* 意見提出の際、様式は問いませんが、該当する設問の番号、住所、氏名(団体の場合は団体名)、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記して下さい。

\* 御提出いただきました御意見につきましては、住所、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

\* 御意見は日本語で御提出ください。

\* 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

#### (3) 意見提出期限

平成 17 年 9 月 26 日(月)必着

#### (4) 御意見への対応

必要に応じて原案を修正します。修正を行わない場合についても、その理由を公表します。

#### (5) 意見提出先・問い合わせ先

〒 100-8975

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

環境省自然環境局自然環境計画課内

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議事務局

TEL 03 - 3581 - 3351 (内線: 6477)

FAX 03 - 3591 - 3228

電子メール: [cbd-nr3@env.go.jp](mailto:cbd-nr3@env.go.jp)